

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 んふ子どもの学習支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 子ども支援係

電話番号：058-272-1111 (内 2689)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,245 千円 (前年度予算額： 5,047 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,047	2,523	0	0	0	0	0	0	2,524
要求額	4,245	2,122	0	0	0	0	0	0	2,123
決定額	4,245	2,122	0	0	0	0	0	0	2,123

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成 30 年の国民生活基礎調査によると子どもの貧困率は 13.5% となっている。また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は 94.0% (全体 99.0%) と他の世帯に比べて低く、(生活保護世帯：厚生労働省社会・援護局調べ平成 31 年 4 月 1 日現在、全世帯：文部科学省調べ平成 30 年度) 中卒者が就職した場合には賃金水準が低い傾向にあることから、貧困が世代間に連鎖されていると考えられる。

そのため、生活に困窮する世帯の子どもに対する学習支援を実施し、高等学校等への進学、より良い条件での就業等につなげる必要がある。

(2) 事業内容

高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ等を目的とした学習拠点の設置を行う町村において、その運営主体 (社会福祉協議会、NPO 等) に対し、学習支援の実施を委託する。

主な対象となる子ども：生活保護世帯、準要保護世帯、市町村民税非課税世帯等の子ども

- 運営方式 : 原則として学習塾形式とする。
 (新型コロナウイルス感染症の影響を考え、家庭訪問型の実施も妨げないが、自立相談支援とのセット実施を条件とする。)
- 交付対象町村 : 令和2年度に実施している6町(岐南町、笠松町、垂井町、関ヶ原町、川辺町、八百津町)

(3) 県負担・補助率の考え方

補助率：国 1 / 2、県 1 / 2

他の学習支援事業との一体的な運営により、生活困窮者自立支援のみならず、総合的な子どもの貧困対策に期することができるため、県負担は妥当である。また、負担は類似事業と同等程度とする。

(4) 類似事業の有無

「子どもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭)」、「地域未来塾事業(環境生活政策課)」において、子どもへの学習支援を行っている。

補助率： 国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4
 国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,245	子どもの学習支援事業実施団体への委託料(6町村分)
合計	4,245	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの学習支援事業は国庫補助事業化され、大半の都道府県において事業化されている。

(2) 後年度の財政負担

子どもの貧困対策も含めた、生活困窮者対策の事業の一環であるため、自立相談支援事業に附随し、終期を定めず実施する必要がある。また、国庫補助事業であるため、国の補助金を活用する。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
拠点型・家庭訪問型を問わず、生活に困窮する世帯の子どもを対象とした学習支援を実施する町村数を拡大する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
子どもの学習支援実施町村数	0 (H28)	4 (H30)	5 (R1)	6 (R2)	7 (R3)	85%

指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容
令和2年度は6町（岐南町、笠松町、垂井町、関ヶ原町、川辺町、八百津町）において子どもの学習支援事業を実施した。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
実際に学習支援を行うことによってノウハウが蓄積されたこと、また、他の町村からも実施に向けて前向きな意見が聞かれるようになった。今後はさらなる実施町村の増加が見込まれるようになった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い	
(評価)	所得と学力の関係は明らかになっており、また、生活に困窮する世帯の高等学校等への進学率は、他の世帯における進学率より低く、かつ中卒者の就職率も高卒者の就職率よりも低いことから、貧困が連鎖される事態を阻止するためにも、学習支援を実施し、進学率の向上とより良い条件での就労を図る。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	本事業により、生活困窮世帯の子どもたちに学力向上だけでなく、居場所づくりにも寄与することができた。また、今後の継続も見込める状況にある。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある	
(評価)	これまでのノウハウを活用し、必要経費は維持したまま実施箇所数の増加を実現する見込みである。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 学習支援を必要とする世帯が点在するため、各町村におけるニーズの把握と拠点の設置が難しい部分があるため、各町村や社会協議会との情報共有が必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県民ニーズをとらえつつ、実施町村数の増加を目指す。

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 児童虐待防止医療ネットワーク事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111(内 2679)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,818 千円 (前年度予算額：4,818 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,818	2,409	0	0	0	0	0	0	2,409
要求額	4,818	2,409	0	0	0	0	0	0	2,409
決定額	4,818	2,409	0	0	0	0	0	0	2,409

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

医療機関は、子どもが医学的な診断や加療を必要とするほどの重篤な事案に関わることから、虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期発見・早期対応において、重要な役割を担うことになる。

29年6月に、「子ども相談センター・医療機関連携会議」を設置し、新たに医療機関向け「児童虐待対応基本マニュアル」の作成を進め、30年9月に策定した。

(2) 事業内容

拠点病院に児童虐待専門コーディネーター(医療ソーシャルワーカー)を配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い、地域の医療機関の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。

ア 児童虐待対応に関する相談窓口の設置

県全体の児童虐待対応に関する相談窓口を設置し、地域の医療機関等及び子ども相談センターからの相談を受ける。

イ 児童虐待対応向上のための教育研修等の実施

地域の医療機関の医療従事者を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための研修、症例検討会を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1 / 2、県 1 / 2

(児童虐待防止・DV対策総合支援事業費補助金)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,818	医療従事者研修会、症例検討会開催費等
合計	4,818	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

< 岐阜県少子化対策基本計画 (第4次) >

第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向性

IV 地域で子育てを支え合う仕組みづくり

2 子どもの健やかな成長支援

育児不安解消と児童虐待の防止

(2) 事業主体及びその妥当性

県として児童虐待対応体制の整備を行うため、妥当

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・中核的医療機関に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い、地域の医療機関の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
研修会受講者の虐待対応率	(H)	- (H29)	- (H30)	- (R1)	100% (R3)	- %
相談件数	(H)	- (H29)	- (H30)	17 (R1)	20 (R3)	85%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・地域の医療機関において、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施した。

（前年度の成果）

・児童相談所（子ども相談所センター）からの受診依頼を受け、緊急症例を含み24時間受診の対応を行った。
 ・児童相談所および市町村と情報共有し連携しての支援を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価) ○	医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見・早期対応において重要な役割を果たしている。そのために、連携することが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	県内5件、圏域にて医療機関向けの虐待防止研修会を実施し、児童虐待事案への対応方法の普及に努めた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	地域の医療機関からの児童虐待に関する相談を受けている。 相談件数 17件

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 地域医療全体で児童虐待防止体制を整備する。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターが中心となり、相談窓口の設置、医療従事者研修、症例検討会などを開催することにより、県全体として、児童虐待体制の底上げを図る。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：子ども相談センター費

事業名 子ども相談センター機能強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111(内 2637)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,356千円(前年度予算額：10,344千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	10,344	5,016	0	0	0	0	0	0	5,328
要求額	11,356	5,522	0	0	0	0	0	0	5,834
決定額	11,356	5,522	0	0	0	0	0	0	5,834

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

令和元年度県内の子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、2,280件と過去最多となっている。これに対応するため、計画的な職員配置や一時保護所等の施設整備、職員の資質向上研修等により子ども相談センターの機能強化を図っているが、法的な対応等、専門知識を有する者との連携により効率的に対応をすすめる事案も増加していることから、本事業を実施する。

(2) 事業内容

児童虐待対応弁護士設置事業(11,044千円)[国1/2、県1/2]

児童虐待対応弁護士を設置し、児童虐待に関する法律相談や児童福祉法第28条の申立等における法的援助を実施する。

児童虐待対応通訳設置事業(312千円)[県10/10]

子ども相談センターの外国人家庭に対する安全確認や在宅指導等において通訳者に通訳を依頼する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1/2 県 1/2 (児童虐待・D V 対策等総合支援事業費補助金)
県単独事業

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	312	通訳者の派遣に対する謝金
委託料	11,044	弁護士配置委託
合計	11,356	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

児童虐待・D V 対策等総合支援事業費補助金の対象事業となっている。
他県では、愛知県が弁護士への委託業務を行っている。

児童福祉法改正により、平成 28 年 10 月 1 日より児童相談所への弁護士の配置が義務化された。

各県独自に予算化して通訳を配置。

(2) 事業主体及びその妥当性

児童虐待に関する法的対応という特殊な業務であり、高度の専門性が求められる。このため事業者については、岐阜県弁護士会の会員の中でも、特に児童福祉分野に理解と経験のある弁護士で構成する岐阜県児童虐待対応弁護団に委託する必要がある。平成 29 年度から中央子ども相談センターに毎週、平成 30 年度から中濃子ども相談センターに月 2 回、令和元年度から西濃子ども相談センター及び東濃子ども相談センターに月 2 回、飛騨子ども相談センターに月 1 回常駐しており、令和 3 年度から中濃子ども相談センターに月 3 回常駐を予定している。各子ども相談センターが通訳者と委託契約を結び、報償費を支出している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
児童の保護や家庭への対応等について、法的対応や外国語への対応等、これまで、十分に対応できなかった事案を改善し、適切な対応体制を構築する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
子ども相談センターからの法律相談実施率	- (H27)	100% (H29)	100% (H30)	100% (R1)	100% (R3)	100%

指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
子ども相談センターの児童虐待相談に係る法律上の問題等について、弁護士による定例又は随時相談を通じて、助言や支援を受けたり、法的対応業務を委託することで、適正かつ効果的な相談援助業務を行う。
子ども相談センターが要保護家庭の在宅指導や安全確認等において、外国人に対応する際に、通訳者に通訳を依頼し、適正かつ効果的な相談援助業務を行う。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
法的対応業務を弁護士へ委託することにより、法律相談が大幅に増加している。令和元年度も委託を継続し、394件の相談うち9件が児童福祉法28条の申立てに結びついている。弁護士委託により、子ども相談センターから弁護士へ適切に相談をかけることができるようになった。
通訳設置事業では、各種言語に対応できる通訳を活用することで、外国人による児童虐待事案へ適正かつ効果的な介入ができるようになった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	子ども相談センターと児童の保護者との関係も従来の支援、援助だけでなく、法的な対応が必要となっている。また、外国人家庭への対応も増加していることから、必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	子ども相談センターによる法律相談は事業開始前の8件(26年度)から137件(R1年度)に、児童福祉法28条の申立ては、0件(26年度)から9件(R1年度)に増えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価) ○	定例・随時相談以外は、実績による清算払いとしており、事業の効率化を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 児童福祉法の改正（平成28年10月1日施行）により、児童相談所への弁護士配置が義務化された。現在の契約の内容を配置に見合う内容へ変更する必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 児童福祉法の改正（平成28年10月1日施行）により、児童相談所への弁護士配置が義務化された。今年度は中央子ども相談センターに毎週、中濃子ども相談センターに隔週、派遣をしているが県内すべての子ども相談センターへ拡充したい。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：子ども相談センター費

事業名 子ども相談センター整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111(内 2637)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,881 千円 (前年度予算額：1,264 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,264	0	0	0	0	0	0	0	1,264
要求額	3,881	0	0	0	0	0	0	0	3,881
決定額	3,881	0	0	0	0	0	0	0	3,881

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

増加の一途をたどる虐待対応件数に対応するため、平成28年度の児童福祉法改正及び国が平成30年度に発表した新プランに基づき子ども相談センター職員を順次増員することとなっている。今後も相談件数の増加が予測され、子ども相談センターの利用者の増加が見込まれることから、職員や相談者が利用する施設設備の整備を行う必要がある。

(2) 事業内容

飛騨子ども相談センタークーリングタワー等撤去工事

飛騨子ども相談センターの駐車場を拡張するため、敷地内にある車庫及び現在利用していないクーリングタワーを撤去する。

なお、撤去にあたり、令和2年度に石綿含有調査を実施している。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

- (4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
工事請負費	3,881	飛騨子ども相談センタークーリングタワー等撤去工事 3,881
合計	3,881	

決定額の考え方

4 参考事項

- (1) 各種計画での位置づけ

第3次岐阜県少子化対策基本計画

第4章 4子どもの健やかな成長支援

(2) 配慮を要する子どもや家庭への支援

- (2) 国・他県の状況

児童福祉法施行令(児童福祉司の配置基準)

第三条 一 当該児童相談所の管轄区域における人口(公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号口において同じ。)を四万で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)

- (3) 後年度の財政負担

なし

- (4) 事業主体及びその妥当性

事業主体:県

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 全国的に増加する児童虐待等の児童に関する相談に適切に対応するために子ども相談センター職員を計画的に増員している。職員や相談の増加に伴う施設等の改修を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
/	/	/	/	/	%
/	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%
/	(H)	(H) (H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

施設を整備することが目的であるため、数値的な指標を設けることが困難。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	<p>児童福祉法改正に伴う職員増員のための改修であり、児童虐待等の危険性の高いケースに対応するためには職員を適正配置する必要があり、その活動のために施設を整備する必要がある。また、職員や相談者の安全を守るためにも改修が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	<p>適正な施設の維持管理の維持は、相談者や職員の安全確保につながる。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各子ども相談センターの職員の増加、相談対応件数の増加に対応するための施設設備の見直しや整備が必要。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 各施設の建物状況、職員配置等に応じて適正な建物の維持管理を行っていく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：子ども相談センター費

事業名 委託一時保護付添業務委託費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111(内 2637)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 270 千円 (前年度予算額：1,084 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,084	542	0	0	0	0	0	0	542
要求額	270	135	0	0	0	0	0	0	135
決定額	270	135	0	0	0	0	0	0	135

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・児童虐待対応件数の増加により、一時保護の件数及び延日数が増加傾向にある。通常は、児童養護施設等へ委託一時保護を行うが、障害を持つ子どもや治療の必要がある子どもは、医療機関等へ委託一時保護が必要となる。

・医療機関へ委託一時保護を行う場合、子相職員の付添を求められることがあるが、現行の職員体制では、十分な付添体制を整備することが困難な状況である。

・仮に、子相職員が付き添いを行った場合、過度の負担を強いることになり、他の虐待対応に支障をきたす恐れがある。

【委託一時保護件数(延日数)】

平成28年度 3,912日

平成29年度 5,103日

平成30年度 5,124日

令和元年度 9,121日

(2) 事業内容

・医療機関への委託一時保護が必要な児童に付き添い、保護者や子相職員の代わりに食事の介助等、身の回りの世話をを行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1/2 県 1/2 (児童虐待・D V 対策等総合支援事業費補助金)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	270	
合計	270	

決定額の考え方

「途中経過」または「予算案の決定(知事査定後)」
の公開の際に記載します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第 3 次岐阜県少子化対策基本計画

第 4 章 4 子どもの健やかな成長支援

(2) 配慮を要する子どもや家庭への支援

(2) 国・他県の状況

児童虐待・D V 対策等総合支援事業費補助金の対象事業となっている。

名古屋市は、すでに医療機関への委託一時保護児への付き添いを実施している。

愛知県は、令和元年度から同事業の実施を予定している。

(3) 後年度の財政負担

実績により、追加が必要となる可能性がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
医療機関へ一時保護をする際に、付き添い職員を配置し、児童が医療機関で安心して生活ができる環境を整える。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

医療機関への委託一時保護は、突発的に起こる事案であり、いつ起こるか予測ができないため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
令和元年度 40日

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
令和元年度 40日

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価) ○	安心して入院（委託一時保護）できるような環境を整えることは、児童にとって必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	令和元年度 40日（東濃子相 藤田医科大学病院）
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価) -	-

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療機関への一時保護委託は急に発生するため、常に対応してもらえる体制を整え、それを維持する必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 実績に応じ、体制等を見直す必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】
--	-------

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：母子福祉費

事業名 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 家庭支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2439)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,313 千円 (前年度予算額：3,195 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,195	0	0	0	0	0	0	0	3,195
要求額	9,313	5,523	0	0	0	0	0	0	3,790
決定額	9,313	5,523	0	0	0	0	0	0	3,790

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

母子家庭および父子家庭において各家庭の母や父は、就業に対し十分な準備ができない状態で就職をする場合や仕事と子育ての両立のために転職を余儀なくされる場合など、所得や就業に関する困難を抱えている。

そこで、就職等に有利となる資格取得については、高等職業訓練促進給付金制度の利用により、資格取得中の経済的負担を軽減し経済的自立を促進することができるが、一方、資格取得のための養成機関の入学金が工面できない場合や生活基盤となる住居が安定しない場合については、自立に向けた資格取得や就労および子どもの高等教育の確保が困難となることが想定される。

このため、資格取得のための養成機関への入学準備金および就職準備金の貸付により修学および就職を容易にすることで資格取得を促し、さらに、住宅支援資金の貸付けにより生活基盤の安定を図ることで、ひとり親に対する自立の促進を図る。

(2) 事業内容

ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親や、就労や子供の高等教育確保にあたる生活基盤の安定を図るひとり親に入学準備金等の貸付けを行っている社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会に対し、補助を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方 (母子家庭等対策総合支援事業費補助金)

国 9 / 10、県 1 / 10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	9,313	ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業
合計	9,313	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

・長期構想

- 2 女性が働きやすく、活躍できる地域をつくる

・母子家庭の母の就業と生活を支援する

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 入学準備金等の貸付を行うことで、ひとり親の修業にかかる経済的負担を軽減し、高等職業訓練促進給付金の利用を促進することで、ひとり親の資格取得を促進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目標	達成率
年間高等職業訓練促進給付金受給者数	122人 (H28)	146人 (H29)	142人 (H30)	128人 (R1)	180人 (R6)	71.1%

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対して、修学を容易にするとともに、資格取得の促進を図り、自立を支援するための高等職業訓練促進資金の貸し付けを行った。（平成31年度貸付実績 入学準備金37件、就職準備金29件）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

高等職業訓練促進給付金の平成31年度修了者4名のうち4名が資格を取得し、全員が常勤として就業している。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	高等職業訓練促進給付金は、ひとり親の経済的自立に有効な支援制度であるため、入学金等を貸付けることにより利用促進を図る必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	高等職業訓練促進給付金について、平成31年度8件の新規申請があった。また平成31年度修了者4人のうち4名が資格を取得し、就業に結びついた。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価) ○	県及び各市のひとり親自立支援員と連携し、ひとり親が抱える個別の悩みに対応し、適切な貸し付けを受けられるよう支援している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ひとり親は、生活の様々な悩みを抱えていることが多いため、高等職業訓練促進給付金の受付機関であるひとり親自立支援員が相談に応じることで、個々の実情に合った支援をすることが必要である。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 高等職業訓練促進給付金を活用して資格を取得し、就業した後も、ひとり親自立支援員が就業の継続等に対する支援に取り組む。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	高等職業訓練促進給付金 【子ども家庭課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	修業期間中のひとり親家庭に対して経済的支援を行うことで、資格取得を容易にする。

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：母子福祉費

事業名 子ども支援ネットワーク形成研修事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 子ども支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2689)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 717 千円 (前年度予算額：717 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	717	0	0	0	0	0	0	0	717
要求額	717	0	0	0	0	0	0	0	717
決定額	717	0	0	0	0	0	0	0	717

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

困難を抱えた子どもを対象にした子どもの居場所(学習支援、子ども食堂等)が県内全域に広がっていないことから、子どもの居場所の立ち上げや運営のノウハウの習得、困難を抱えた子どもを支援する人材の育成などの機会が必要である。また令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響により家庭で過ごす時間が増え、支援が必要な子ども達の状況の把握が難しいといった現状があり、子ども達に食を提供しながら見守り活動を実施するという新しい支援の形態である子ども宅食事業の推進も必要である。

(2) 事業内容

子どもの居場所づくりや子ども宅食事業推進のためのノウハウ(立ち上げ、運営等)習得、子どもの貧困対策に関する知識の拡充、困難を抱えた子どもとの接し方スキルの向上、教育、福祉、NPO法人等の関係者間の情報交換ができる機会となる研修会を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 0 / 1 0

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	717	研修事業委託
合計	717	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第 4 次岐阜県少子化対策基本計画

第 4 章. 子育てにやさしい社会づくり

(4) 子どもの貧困対策の推進

(2) 後年度の財政負担

子どもの貧困対策に係る連携体制の整備に対する支援は、体制の定着をはかるため継続して実施する必要がある。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 困難を抱える子どもに対する支援に関わるを増やすとともに、支援のネットワークが形成されるよう働きかける。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
研修会、講演会の参加者数 (1回平均)			79 (R1) 3回実施	79 (R3)	

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 子どもの居場所づくり関係者、学校関係者、子どもの貧困対策に関心のある方を対象に、子どもの貧困の現状及び対策の重要性についてのセミナーを開催し、様々な立場の人が交流できる場となった。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 様々な立場の人が交流できる場となり関係者間で子どもの居場所についての考えを共有することができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い 	
(評価)	平成30年の国民生活基礎調査によると子どもの貧困率は13.5%となっており、前回の調査における割合よりも、0.4%減少しているが、高い水準である。今後も貧困の連鎖を断ち切るためにも、市町村と連携して子どもの貧困対策に係る事業を進めていく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	1回の平均的な参加者数は増加しており、前年度については3回実施しその総人数は、238人であった。参加者の子どもの居場所づくりへの意識の高さを感じられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある 	
(評価)	今年度より、専門の運営団体に委託しており、参加者は専門的な意見を直接聞くことができる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 市町村の福祉部門と教育の部門との連携や、市町村と地域の子どもの支援するNPO法人等との連携が不十分であり、支援を必要とする子どもを十分に支援できていない。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 困難を抱える子どもに対する支援のネットワークが県内各市町村に形成されるまで、事業を継続する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉諸費

事業名 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111 (内 2679)

E-mail: c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 800 千円 (前年度予算額：2,000 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,000	0	0	0	0	0	0	0	2,000
要求額	800	0	0	0	0	0	0	0	800
決定額	800	0	0	0	0	0	0	0	800

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・社会的養護関係施設は、施設退所者の支援が役割の一つであるが、現状では施設からの退所者支援が必ずしも十分ではない。施設退所児童は一般家庭で育つ児童よりも得られる支援が少なく、児童が入所していた施設からの支援が退所児童にとって非常に重要である。
- ・施設職員が退所者を支援する際の旅費等必要経費を補助することにより、退所児童に対する支援を質的・量的に充実させ、施設退所児童の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、本事業を実施する。

(2) 事業内容

- ・各施設の職員が退所児童を支援する際に要する経費等を助成する。
具体的な内容は下記のとおりとする。

退所後5年目までの児童の状況把握や生活、就労支援のための活動費
失職、休学等の状態となった退所後5年目までの児童の再就職、生活改善に向けた施設利用費

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県 1 0 / 1 0

(4) 類似事業の有無

- ・ 施設退所者に対する支援事業として、平成 26 年度からは児童福祉施設退所者等アフターケア事業を実施し、相談対応や、失職等により住むところがなくなった児童の緊急避難を行う拠点施設を設け、セーフティネットの体制を構築した。

そのことに加えて、退所後の児童に対しては、生活が安定するまでの間に継続した支援が必要であることから、本事業を実施する。

3 事業費の積算内訳 (単位 : 千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	800	退所者支援に要する旅費 失職等の状態となった児童の施設利用費
合計	800	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 岐阜県少子化対策基本計画

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・ 児童養護施設等の入所児童は、県が保護し措置した児童であり、そういった児童の自立については、県が支援を行う必要がある。事業実施にあたっては、各施設のアフターケア担当職員、退所児童の元担当職員等が主となり支援を行う。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・児童福祉施設のアフターケアを充実させ、退所児童への支援を拡充することにより、退所児童の生活困窮の防止や、学校・職場への定着の促進を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
施設職員が退所者支援のために出張した回数(対応率)	(H25)	237回 (H29)	186回 (H30)	181回 (R1)	250回 (R6)	72.4%

指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・退所児童が継続的な支援を受けられるよう、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の書類作成等の支援を行った。

(前年度の成果)

・退所児童への家庭訪問等により状況を把握、各種相談に対応し、退所児童の自立に資する継続的なフォローを行った。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か) ： 必要性が高い、 ： 必要性が低い	
(評価)	施設退所者は、家庭からの支援を受けられない児童が大半を占め、その自立のためには、施設のアフターケア支援を充実させる必要性が高い。
・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) ： 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている ： まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	施設退所者への家庭訪問等により相談に対応し、就労継続支援、生活支援等により児童の自立を支援している。
・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) ： 効率化は図られている、 ： 向上の余地がある	
(評価)	アフターケア対象児童の状況を常時把握し、対象者が求める内容に応じて各種相談等、効率的に対応している。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 児童福祉施設の職員が通常業務とアフターケア業務を兼務して行うことは、職員の負担が大きいため、活動費に加えて職員が退所者支援に費やすことができる時間の確保も必要となる。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 アフターケアを行う施設の費用負担を軽減することで、退所児童をより手厚く支援することが可能になり、退所児童の生活困窮防止、学校・職場への定着促進等の効果が期待できる。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：女性保護費 目：女性保護費

事業名 女性保護施設退所者自立生活援助事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 家庭支援係

電話番号：058-272-1111 (内 2678)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 913 千円 (前年度予算額：913 千円)

< 財源内訳 >

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	913	456	0	0	0	0	0	0	457
要求額	913	456	0	0	0	0	0	0	457
決定額	913	456	0	0	0	0	0	0	457

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

女性保護施設を退所した者が、地域で安定した自立生活を継続して送られるようにすることを目的とする。

(2) 事業内容

生活援助指導員を 1 名配置し、対象者の来所又は電話による相談、職場への訪問、あるいは、対象者が戻る夜間祝休日等を利用して住居を訪問するなどの方法により、個別の相談援助にあたる。

- ・日常生活に対応する援助 (食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等)
- ・地域及び職場での対人関係に関する指導
- ・関係機関等の活用方法の指導
- ・家族、親戚との交流促進
- ・その他社会生活における相談、余暇指導

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県 1 / 2、国 1 / 2

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	913	賃金、旅費、消耗品、通信運搬費等
合計	913	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

全国では、東京都、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県が国庫補助を受けて実施している。

(2) 事業主体及びその妥当性

事業主体：岐阜県

実施主体：岐阜県福祉事業団へ委託

- ・女性保護施設利用者の退所にあたっては、就職、自立援助のため、女性保護施設での職業指導、外勤を経て社会復帰をめざすが、退所後に人間関係や金銭使用に関するトラブルにて、再保護、再入所させないためにも事業を実施する必要がある。
- ・国の補助金の要件が緩和され、支援対象者が年度当初に5名以上で補助対象となる。
- ・平成17年度まで、同事業名で予算措置していた。
- ・現在支援を行っている方のうち、国基準を満たす対象は5名程度。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により、女性保護施設で支援を受けながら自立に向けた生活を送っていた女性が、施設退所後に地域で安定した自立生活を継続して送っていただけるように支援を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

対象者は女性保護施設退所者に限定されており、また支援する内容も対象者ごとに異なるため、指標を設定する事は困難である。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い
(評価)	女性保護施設で自立に向けた支援を受け、自立生活が可能であるとして退所となった場合でも、実際に地域社会で自立して生活を送るには大きな不安が伴う。退所後も継続して支援を受けられる事は退所者にとっても有効であり、再保護や再入所を防ぐためにも事業は必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない
(評価)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 対象者の自立の程度には個人差もあり、国の実施要綱上では1人につき1年間の基準とされているが、長期的な支援が必要となるケースも想定される。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 女性保護施設退所者が、安心・安定した自立生活が送られるよう支援を行っていく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	【 課 】